

# クレーン車の道路通行 についてのお願い！



ホイール・クレーン 道路通行姿勢



オールテレーンクレーン 道路通行姿勢 (ATF160G-5)

## はじめに

道路を通行するクレーン車には、ホイール・クレーン（ラフテレーンクレーン）、オールテレーンクレーン、トラッククレーンがあります。これらのクレーン車は、現場での作業効率を高めるため、年々、吊上能力の大きい車両が必要とされるようになってきております。

吊上能力の大きいクレーン車は、作業時の転倒事故等を防止する必要から、さらに大きい安定性が要求されるため、重量が重く、車体の寸法も大きくなっております。

このため、作業現場への移動など道路を通行する際に事故を起こすと大事故となる恐れがあります。また、許可された重量より重くなる違法な通行を行うと、橋や高架を損傷するなど道路への重大な影響も懸念されます。

そこで、改めてクレーン車の道路通行について、遵守しなければならない事項を再確認していただき、交通の危険を防止し、並びに道路の構造を保全していただくために、このパンフレットを作成しました。

すでにご承知の内容とは存じますが、このパンフレットにて再確認いただければ幸いです。

## 目 次

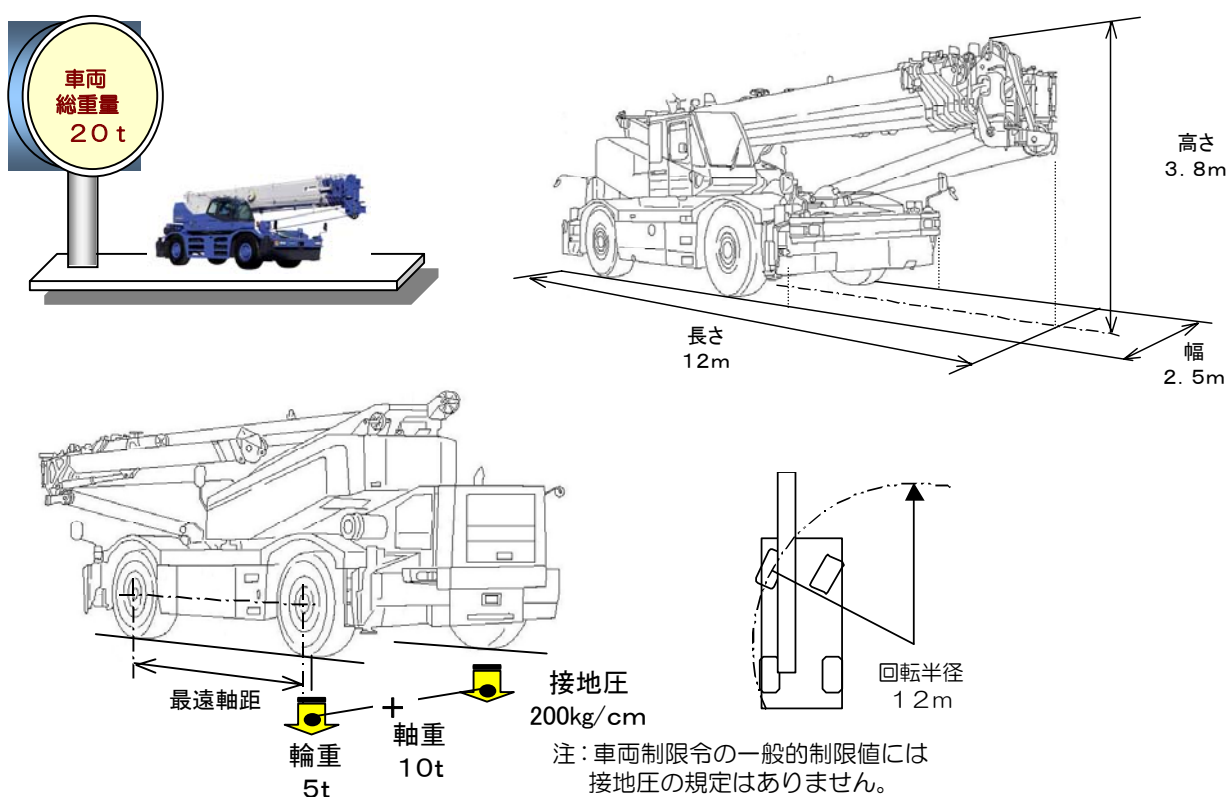
1. 自動車の大きさについて .....	3
2-1. ホイール・クレーンとはこんな車です .....	4
1) 概略構造	
2) ホイール・クレーンの大きさ	
2-2. オールテレーンクレーン、トラッククレーンとはこんな車です.....	5
1) 概略構造	
2) 分解搬送式オールテレーンクレーン、トラッククレーンの分解搬送のお願い	
3. 道路運送車両の保安基準による保安基準緩和の認定が必要です.....	6
4. 道路法による通行許可証が必要です .....	7
1) 通行許可証の取得	
2) 通行条件とは	
3) 新規開発車両証明制度とは	
5. 交通の危険防止と道路の構造の保全のために .....	9
1) 関係法令の遵守	
2) 交通の危険防止のために	
3) 道路の構造を保全するために	
資料 一般国道の指定区間一覧.....	11

# 1. 自動車の大きさについて

自動車は、運行時の安全性確保と環境保全のため、その構造、装置、性能の技術基準が「**道路運送車両の保安基準**」に定められています。この中で自動車の長さ、幅、高さ、重量、タイヤ接地圧および最小回転半径は下図に示す基準値を超えないよう制限されています。

また、道路の構造を保全し、交通の危険を防止するため、道路を通行する車両は、「**道路法第47条、車両制限令第3条**」によって、道路運送車両の保安基準の基準値と同様の一般的制限値を超えないよう制限されています。

## 基準値（道路運送車両の保安基準）、一般的制限値（車両制限令）



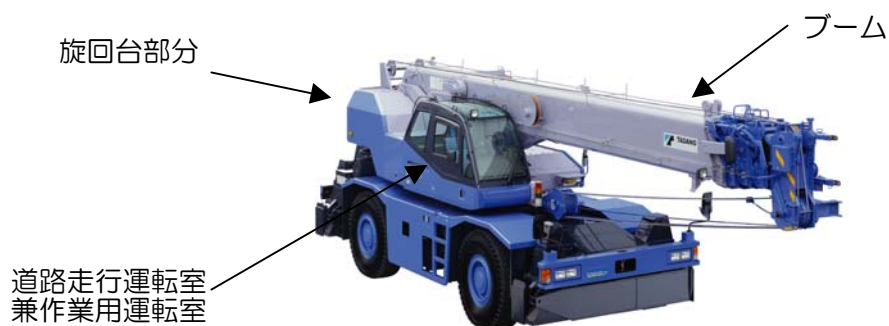
以上の基準値や制限値に加えて、車両総重量については最遠軸距と長さによって、また、隣接軸重については隣接軸距と軸重によって、次表のように基準値や一般的制限値が変化します。

車両総重量	隣接軸重
最遠軸距とは、最前軸と最後軸の軸間距離であって、3軸以上の場合、中間にある軸は無視。	隣り合う車軸の軸重の和。2軸車の場合、隣接軸重と車両(総)重量は等しくなる。
最遠軸距に応じて最大 25 トンまで 最遠軸距<5.5m…20トン 5.5m≤最遠軸距<7m…22トン (ただし、長さ9m未満の場合は20トン) 7m≤最遠軸距…25トン (ただし、長さ9m未満の場合は20トン 長さ9m以上11m未満の場合は22トン)	前後に隣接する軸重の和が下記以下のこと 隣接軸距<1.8m…18トン 1.8m≤隣接軸距…20トン ただし、軸重≤9.5トンのときは 1.3m≤隣接軸距<1.8m…19トン

## 2-1. ホイール・クレーンとはこんな車です

### 1) 概略構造

ブーム及び旋回台部分を搭載し、走行用と作業用の運転室が同一である車両であって、エンジンを一基搭載して、走行、作業の両方に兼用で使用します。



上図のように、一般的にブームが前方に大きく張り出しており、先端の地上高も高くなっています。各クレーンメーカーの努力によって、フロントオーバーハングを短く、かつ先端の地上高を低く設計した車両も提供されてきております。

### 2) ホイール・クレーンの大きさ

ホイール・クレーンメーカーは、道路運送車両の保安基準や車両制限令などの関係法令に適合する車両の開発に取り組んでいますが、社会状況の変化によって、大型化、多様化のニーズが高まっています。クレーンメーカー業界は自主基準を作成し、寸法、重量等について吊上能力ごとに下表に掲げる数値の範囲内としています。

吊上能力 (トン)	長さ (メートル)	幅 (メートル)	高さ (メートル)	車両総重量 (トン)	フロントオーバーハング (メートル) は 次式のいずれも満足すること	備考: 車両制限令に よる走行条件の上限
16.0以下	12.00以下	2.50以下	3.80以下	20.0以下	(1) $X \leq 1.85L$ (2) $X \leq 6.6 - I$	B
16.0超 20.0以下				23.5以下		
20.0超 25.0以下		2.62以下		26.5以下	(1) $X \leq 1.75L$ (2) $X \leq 6.6 - I$	D
25.0超 35.0以下	13.00以下	3.00以下		34.0以下	(1) $X \leq 1.65L$ (2) $X \leq 6.6 - I$	D
35.0超 50.0以下	13.50以下	3.25以下		38.0以下	(1) $X \leq 1.55L$ (2) $X \leq 6.6 - I$	D
50.0超	14.50以下	3.32以下		44.0以下	(1) $X \leq 1.45L$ (2) $X \leq 6.6 - I$	D

フロントオーバーハング (X) : 最前部車軸の中心を通る鉛直面から自動車の最前部までの水平距離  
 最遠軸距 (L) : 最前部車軸と最後部車軸との中心間の水平距離  
 運転席中心距離 (I) : 最前部車軸から運転席中心までの水平距離

## 2-2. オールテレーンクレーン、トラッククレーンとはこんな車です

### 1) 概略構造

走行用と作業用の運転室が同一であるホイール・クレーンとは異なり、走行用運転室がある台車に作業用運転室があるクレーン部を取付けたクレーン車です。オールテレーンクレーンはトラッククレーンより小回り性に優れた特長をもっています。

一般的に80 t吊り以上の分解搬送式のものは、ブーム部等、あるいはブーム部と旋回体部等を取外して、トレーラ等で別送しないと道路を通行してはいけません。

(分解搬送部分はクレーン車の型式毎に決まっています。)

オールテレーンクレーン 構内移動姿勢（組立て後）



トラッククレーン 構内移動姿勢（組立て後）

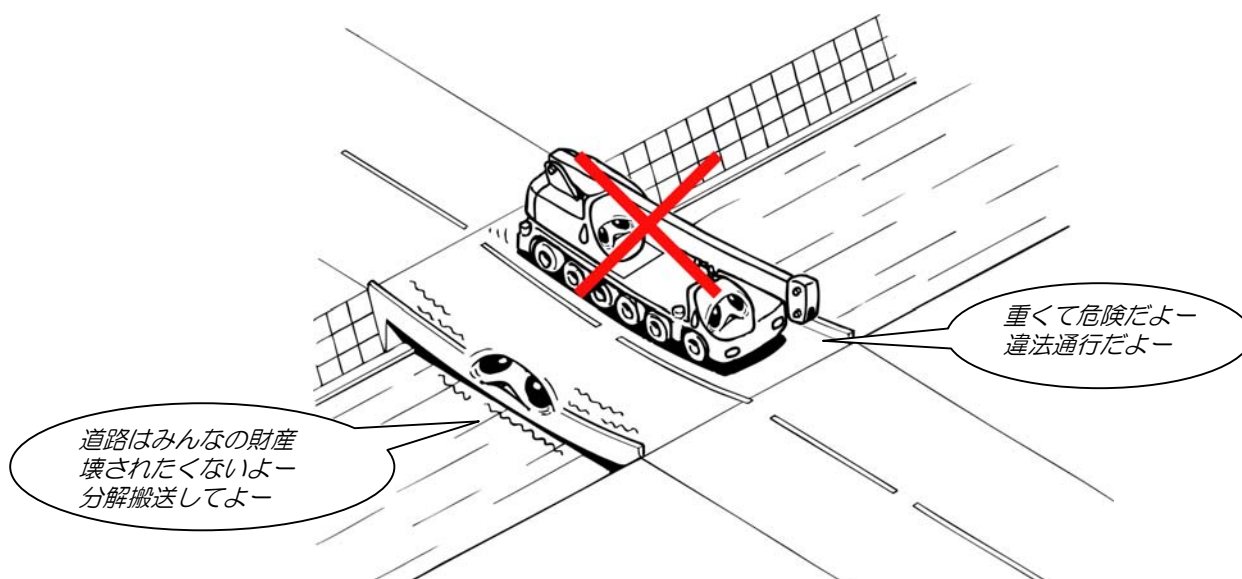


オールテレーンクレーン 道路通行姿勢（分解後）



### 2) 分解搬送式オールテレーンクレーン、トラッククレーンの分解搬送のお願い

分解搬送式オールテレーンクレーン、トラッククレーンは正しく分解して搬送してください。分解していない状態での道路通行は違法です。思わぬ事故や車両の損傷につながるだけでなく、橋や高架など道路を損傷させることになります。





### 3. 道路運送車両の保安基準による保安基準緩和の認定が必要です

クレーン車の購入・使用にあたっては、作業現場に必要な最小限の車両を選ぶ必要があります。

しかしながら吊上能力が 16 トンを超える車両は、その安定性の確保のため、幅、重量等で保安基準を超えてしまう場合がでてきます。これらの車両は、地方運輸局長に基準緩和の申請を行い、「**保安基準緩和車両**」として基準緩和認定書の交付を受けなければ運行できません。

この場合の基準緩和の手続で、使用者に代わり各クレーンメーカーが事前に基準緩和の申請を行っているものがあります（一括緩和）。これらの車両は個々での申請は不要ですが、新規検査を受ける場合には、「認定書の写し」を添付する必要があります。

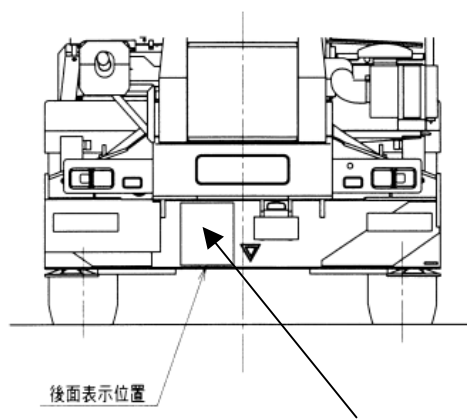
#### ○保安基準緩和項目の表示

付加制限事項として、自動車の後面及び運転席の運転者の見やすい箇所に、緩和を受けた項目について表示しなければなりません。（道路運送車両法施行規則第54条）

#### ◆表示例

##### ● 後面表示

全 長	12.33	メートル
全 幅	2.96	メートル
重 量	38.90	トン
軸 重	19.45	トン
隣接軸重	38.90	トン
輪 重	9.73	トン
接 地 圧	241.0	kg/cm



後面表示位置

制限の表示標識

(道路運送車両法施行規則第54条に定める標識)

##### ● 運転者席付近表示

### 走行時注意事項

本車両は、下記数値記載項目の保安基準緩和を受けた特殊な車両です。次の注意事項を守って安全に走行して下さい。

- 走行時には車両制限令により通行許可証が必要です。
- 許可証に示す通行条件を守って走行して下さい。

全長	12.33	メートル	歩行者や対向車に注意
全幅	2.96	メートル	
重量	38.90	トン	重量制限道路、特に、橋梁通行に注意。
軸重	19.45	トン	
隣接軸重	38.90	トン	
輪重	9.73	トン	
接地圧	241.0	kg/cm	

1. アウトリガを完全に縮小し、ロックをすること。  
 2. 旋回ロック、旋回ブレーキをかけること。  
 3. フック、ブロックを確実に固定し、ドラムロックをすること。

本車両は、最低速度（50km/h）の定めのある「高速自動車国道」を走行することは出来ません。

#### 作業用補助制動装置（ブレーキロック）取扱注意

1. パーキングブレーキを効かせた後、ブレーキロックをかけること。
2. エンジン停止中および、1時間以上の長時間には使用しないこと。
3. クレーン作業時以外の駐車時には使用しないこと。
4. ブレーキロック使用中は、車両付近から離れないこと。

## 4. 道路法による通行許可証が必要です

### 1) 通行許可証の取得

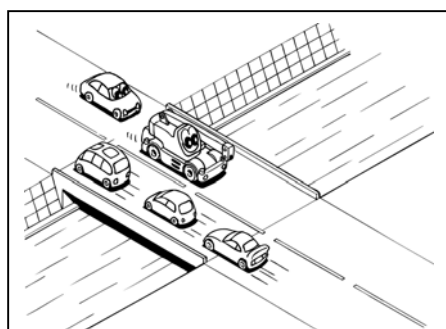
車両制限令で定められた一般的制限値を超えるクレーン車は、「**特殊な車両**」として道路管理者に特殊車両通行許可申請を行わなければなりません。その結果、特例として、道路の構造の保全、交通の危険防止のために必要な条件が付された上で、許可証の交付を受けて通行が認められます。(道路法47条、47条の2)

この許可証は通行する車両に備え付け、その有効期間を超えぬように更新しなければなりません。

### 2) 通行条件とは

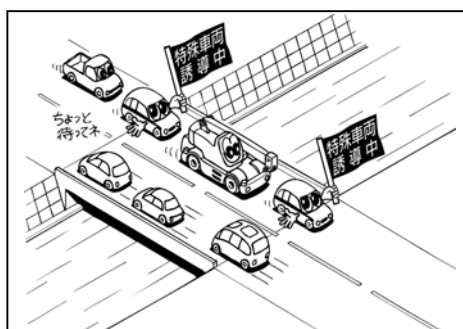
特例として通行が認められた車両に付けられる条件であり、車両の大きさと道路事情に合わせてAからDまでに区分されています。

区分 記号	内 容	
	重量についての条件	寸法についての条件
A	徐行等の特別の条件を付さない。	徐行等の特別の条件を付さない。
B	徐行および連行禁止を条件とする。	徐行を条件とする。
C	徐行、連行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。	徐行および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。
D	徐行、連行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置し、かつ2車線内に他車が通行しない状態で当該車両が通行することを条件とする。 道路管理者が別途指示する場合はその条件も付加する。	



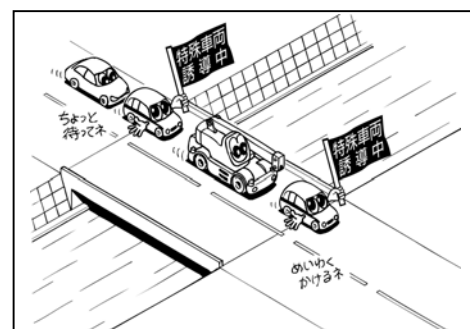
通行条件B

- 徐行
- 連行禁止



通行条件C

- 徐行
- 連行禁止
- 当該車両の前後に誘導車を配置



通行条件D

- 徐行
- 連行禁止
- 当該車両の前後に誘導車を配置
- 2車線内に他車が通行しない状態で当該車両が通行
- 道路管理者が別途指示する場合はその条件も付加(例:重量で通行条件Dの場合 ⇒ 夜間の通行時間帯指定)

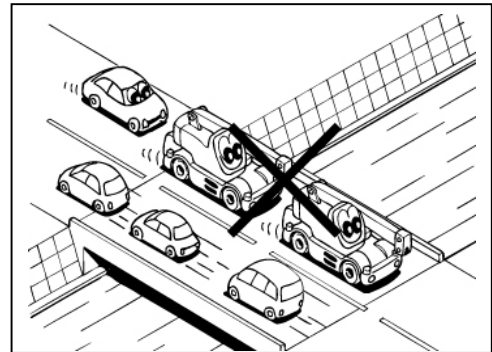
#### 誘導車の形式

一般的には普通乗用車などを用います。他の交通に対し、特殊な車両を誘導していることがわかるよう「特殊車両誘導中」といった表示を前後誘導車に示すことが望ましいです。



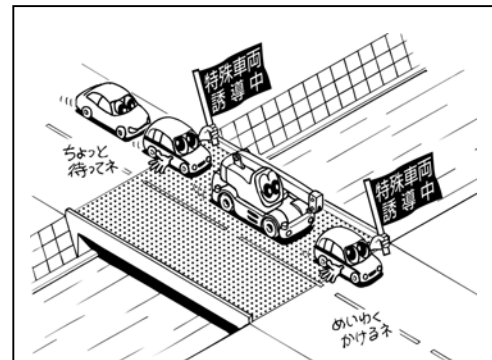
**連行禁止とは**

2台以上の特殊な車両が縦列をなして同時に橋、高架の道路等の同一径間を渡ることを禁止する処置をいいます。



**2車線内に他車が通行しない状態とは**

橋、高架の同一径間上から他の車両を排除し、さらに隣接する車線の車両までも排除する措置をいいます。



**3) 新規開発車両証明制度とは**

新規開発車両証明制度が運用されており、通常、クレーン車の設計製作者（メーカー）は新規開発車両設計制作届出書を国土交通省道路局長に提出し、**基本通行条件**を記載した**新規開発車両設計製作基準適合証明書（適合証明書）**の交付を受けています。通行許可申請時にこの写しを添付して申請した場合、道路管理者は運行経路及び基本通行条件を勘案のうえ、必要な条件を付して許可することが規定されています。

基本通行条件が適用される道路

適合証明書に記載された基本通行条件		意 味
重 量	A	通行条件Aで道路情報便覧に収録されている道路〔高速自動車国道、首都高速道路及び阪神高速道路（まとめて以下「高速自動車国道等」という。）及び道路法第47条第3項の規定に基づき荷重制限がなされている橋梁等の区間（以下「荷重制限橋梁等区間」という。）を除く。〕を通行することが可能であること。
	B	通行条件Bで道路情報便覧に収録されている道路（高速自動車国道等及び荷重制限橋梁等区間を除く。）を通行することが可能であること。
	C	原則として通行条件Cで指定区間内の一般国道*1（荷重制限橋梁等区間を除く。）を通行することが可能であること。
	D	原則として通行条件Dで指定区間内の一般国道*1（荷重制限橋梁等区間を除く。）を通行することが可能であること。
高さ 又は 長さ	条件なし	通行条件Aで道路法による道路（道路法第47条第3項の規定に基づき高さ制限がなされている箇所（以下「高さ制限箇所」という。）を除く。）を通行することが可能であること。
	A	通行条件Aで道路情報便覧に収録されている道路（高速自動車国道等を除く。）を通行することが可能であること。

\*1 「指定区間内の一般国道」とは、一般国道のうち、「一般国道の指定区間を指定する政令」で指定された区間をいい、国土交通大臣が維持、修繕、災害復旧その他の管理を行います。指定区間外は都府県知事（政令指定都市は市長）が管理を行います。具体的な指定区間については巻末の資料「一般国道の指定区間一覧」を参照ください。

なお、通行許可申請の方法をはじめ、特殊な車両の通行に関しては、国土交通省道路局のホームページ上の「特殊車両の通行に関する情報」に詳しく解説されていますので参考にされることをお勧めします。

## 5. 交通の危険防止と道路の構造の保全のために

### 1) 関係法令の遵守

道路運送車両法の基準値や道路法の制限値を超えるクレーン車は、さまざまな制限及び条件が付された上で、特例として車両の登録や道路の通行が許可されています。これらの制限及び条件は、交通の危険を未然に防止し、また道路の構造を保全するために必要なものです。

お客様には基本にかえて、道路運送車両法、道路法はもとより、道路交通法など、今一度クレーン車に関する法令を再確認していただき、それらを遵守して安全通行を心掛けて下さい。

### 2) 交通の危険防止のために

クレーン車の構造は作業を重点において設計されています。特にホイール・クレーンは一般的にブームが前方に大きく張り出しており、先端の地上高も高くなっていることから、運転者からの車両左側の視認性が良くありません。

その上、車両が大きく、重量もあることから、緊急時に機敏に動いて危険を回避することは困難です。

このような車両の構造をよく認識していただき、狭い交差点等を通行する場合には「誘導員」を配置するなどして、十分に安全の確認を行い、余裕を持って運転して下さい。

### 3) 道路の構造を保全するために

道路の構造は、ある一定の規格の車両が安全・円滑に通行することができるように設計されています。このため、一般的制限値を超える特殊な車両は道路管理者から付された通行条件に従うことで特例として通行が許可されています。

とくにオールテレーンクレーン、トラッククレーンで分解搬送しなければならない車両は、分解しないで通行すると負荷が大きくなり、事故や機械の損傷を招くだけでなく、橋梁や高架の損傷など道路の構造に重大な影響を与えます。正しく分解して、通行条件に従って通行してください。



前後の誘導車に誘導された ATF160G-5 の分解搬送例

資料

一般国道の指定区間 一覧

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年6月2日政令第164号、最終改正：平成18年3月27日政令第67号）で指定されています。

- 1. 北海道の区域内にある区間
- 2. 別表（下表）に掲げる区間及び別表指定区間に重複する他の一般国道の区間

路線名	指定区間
一号	東京都中央区日本橋から大阪市北区梅田一丁目三番まで（横浜市西区浜松町六十六番から同市戸塚区柏尾町字尾崎台四百四十七番を経て同区上矢部町字坂本二千九百三十一番一まで、同区柏尾町字尾崎台四百四十七番から同区戸塚区四十九番を経て同区戸塚町字十ノ区二二十八番の一まで及び神奈川県足柄下郡箱根町大字湯本字三枚橋九百二十三番の一から同町大字宮の下四十七番を経て同町箱根字畑山三百八十一番三までを除く。）
二号	大阪市北区梅田一丁目三番から北九州市門司区老松町三番一まで（明石市立石一丁目四番一から同市魚住町清水字井樋田二千四百四十九番一及び姫路市本町二百四十一番を経て兵庫県揖保郡太子町山田字美之路五百九十一番二まで、福山市神村町字伊勢山下六千番二から尾道市西御所町二番の五百六十二を経て同市正徳町五百三十五番の二十八まで並びに広島市西区庚午北一丁目四百十八番一から同市佐伯区海老園二丁目三百十番三を経て廿日市市地御前五丁目九百二十九番二一までを除く。）
三号	北九州市小倉北区砂津二丁目三百二十一番三から鹿児島市城山町一番の一まで
四号	東京都中央区日本橋から青森市長島二丁目十番二まで
六号	東京都中央区日本橋から仙台市宮城野区日の出町二丁目三番二十七まで
七号	新潟市本町通七番町千五百四十四番の二から青森市長島二丁目十番二まで
八号	新潟市本町通七番町千五百四十四番の二から京都市下京区烏丸通五條下る大阪町三百七十一番二まで
九号	京都市下京区烏丸通五條下る大阪町三百七十一番二から下関市竹崎町四丁目一番三まで
十号	北九州市小倉北区砂津二丁目三百二十一番三から鹿児島市城山町一番の一まで
十一号	徳島市かちどき橋一丁目一番一から松山市二番町四丁目七番二まで
十三号	福島市杉妻町十八番四から秋田市川尻町字大川反二百三十三番七まで
十四号	東京都中央区日本橋から千葉市中央区登戸一丁目十九番九まで（東京都江戸川区松島一丁目二千五百四十五番から市川市八幡一丁目五百四十八番一、船橋市本町三丁目二千三百五十八番八及び習志野市谷津町二丁目三百二十九番を経て千葉市花見川区幕張本郷一丁目三十六番四までを除く。）
十五号	東京都中央区日本橋から横浜市神奈川区栄町二番九まで
十六号	横浜市西区桜木町七丁目四十一番三から富津市富津字東町千五百三番の一まで及び横須賀市走水二丁目千六十九番一から横浜市西区桜木町七丁目四十一番三まで
十七号	東京都中央区日本橋から新潟市本町通七番町千五百四十四番の二まで
十八号	高崎市並榎町四百五十七番の一から上越市大字下源入字橋向二百二十二番一まで（安中市松井田町横川字柵の内五百二十九番甲の一の乙から長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢東八番三を経て同町大字長倉字才の川原五百三十三番六の一までを除く。）
十九号	名古屋市熱田区中瀬町五十六番から長野市大字西尾張部字岩宮北二百四十四番四まで
二十号	東京都中央区日本橋から塩尻市大門泉町千二百番六まで
二十一号	瑞浪市明世町大字山野内字西河五百九十七番の一から米原市米原字腰越九百七十三番三まで
二十二号	名古屋市熱田区中瀬町五十六番から岐阜市善部新所一丁目二十三番まで
二十三号	豊橋市野依町字井原四十一番二十六から同市前芝町字字塚二十二番四まで及び西尾市家武町柳本五番から伊勢市宇治今在家町字作楽百二十番一まで
二十四号	京都市下京区烏丸通五條下る大阪町三百七十一番二から和歌山市小松原通一丁目二番まで
二十五号	四日市市大字塩浜字八幡百七十七番の一から大阪市北区梅田一丁目三番まで（亀山市関町新所字権境千四百二十七番の一から伊賀市新堂字中出三百三十三番二、奈良県山辺郡山添村大字大西字横畑百七十七番二、同村大字三ツ谷字矢ノ上六百五十八番二、同村大字切幡字馬谷六百六十二番九、奈良市上深川町七百九十二番一、同市小倉町千九百九十一番一、同市小倉町一番三、同市針町三千二百三十三番二、同市針町三千八百九十一番一、天理市福住町字カウカ二千三百三十二番一及び同市首原町字嶋田千二百十八番二を経て同市川原城町字川向六百五十五番までを除く。）
二十六号	大阪市北区梅田一丁目三番から和歌山市小松原通一丁目二番まで
二十七号	敦賀市樋の水町十二番一から京都府船井郡京丹波町蒲生ハツ谷四十六番十三まで
二十八号	神戸市長田区梅ヶ香町二丁目四十三番から徳島市かちどき橋一丁目一番一まで（明石市中崎二丁目九十五番一から淡路市岩屋字片濱千四百四十三番三まで及び南あわじ市福良字築地町甲千五百三十三番十一から鳴門市撫養町大築島字津岩浜五十三番五までを除く。）
二十九号	姫路市太市中字境谷九百八十一番一から鳥取市秋里字数ヶ土手七百三十六番一まで
三十号	岡山市東中央町千二番から高松市中新町十一番一まで（玉野市築港一丁目五千九百六十三番二十五から高松市北浜町六番二までを除く。）
三十一号	広島県安芸郡海田町南堀川町千三百十五番の三から呉市本通二丁目一番十五まで
三十二号	高松市中新町十一番一から高知市本町五丁目四百四十四番まで
三十三号	高知市本町五丁目四百四十四番から松山市二番町四丁目七番二まで
三十四号	鳥栖市永吉町字本川七百八十八の一番から長崎市江戸町二番二まで
三十五号	武雄市武雄町大字武雄字永松五千八百三十六番の一から佐世保市八幡町五十一番まで
四十一号	名古屋市東区泉二丁目二千七百五番から富山市金泉寺六十五番の一まで
四十二号	浜松市篠原町字札木前二万七千九百八十八番一から和歌山市小松原通一丁目二番まで（静岡県浜名郡新居町浜名字西千木千八百九十九番五から湖西市白須賀字宿南千五百六十番一を経て伊勢市通町字真孤原八十二番二までを除く。）
四十三号	大阪市西成区出城一丁目一番一から神戸市灘区岩屋南町三番まで
四十五号	仙台市青葉区本町三丁目九番二から青森市長島二丁目十番二まで
四十六号	盛岡市上田三丁目二番の一から秋田市川尻町字大川反二百三十三番七まで
四十七号	仙台市宮城野区日の出町二丁目三番二十七から酒田市落野目字広野十番五まで
四十八号	仙台市青葉区本町三丁目九番二から山形市飯田西四丁目四百四十一番五まで
四十九号	いわき市常盤上矢田町沼ノ平二十三番一から新潟市明石二丁目七十八番の一まで
五十号	前橋市本町一丁目一番の一から水戸市三の丸一丁目十二番まで
五十一号	千葉市中央区中央一丁目六番十から水戸市三の丸一丁目十二番まで
五十二号	静岡市清水区興津中町字弁天前六百二十二番一から甲府市丸の内二丁目三十一番の八まで
五十三号	岡山市東中央町千二番から鳥取市西町一丁目百一番まで
五十四号	広島市中区大手町四丁目七番から松江市雑賀町津田海道百八番一まで
五十五号	徳島市かちどき橋一丁目一番一から高知市本町五丁目四百四十四番まで
五十六号	高知市本町五丁目四百四十四番から松山市二番町四丁目七番二まで
五十七号	大分市中央町四丁目十番から宇城市三角町三角浦字首入千五百五十九番四十三まで及び島原市湊町四番から長崎市江戸町二番二まで
五十八号	鹿児島市山下町五番一から同市名山町十二番一まで及び沖縄県国頭郡国頭村字奥新田原五百四十一番の一から那覇市奥武山町五十一番まで
百一号	青森市長島二丁目十番二から同市浪岡大字大釈迦字沢田百十三番二十まで、同市浪岡大字徳才字山本五百五十九番五十九から五所川原市大字福山字広富四十五番四まで、能代市字芝草森五十九から秋田県本郡八尾町鶴川字帆出三十番二まで及び秋田市金足清水字堤下二十番一から同市八橋南二丁目六十四番六まで
百四号	八戸市長苗代二丁目二十六番九から青森県三戸郡三戸町大字川守田字清水四番五まで
百八号	石巻市蛇田字下中坪三十三番二から宮城県玉造郡鳴子町字新屋敷十八番の二まで及び湯沢市横堀字六郎川原六十八番四十九から同市上院内字釜ノ上十四番七まで
百十二号	山形市飯田西四丁目四百四十一番五から鶴岡市大字文下字広野二十番一まで（山形県西村山郡西川町大字月山沢字上野二百四十一番二百六十八から同町大字月山沢外三丁目山外十八国有林百十六林班ノ小、同町大字月山沢外三丁目山外十八国有林百十二林班ノ小、鶴岡市田妻侯字六十里山国有林七十五林班ノ小、同市田妻侯字六十里山国有林七十五林班ノ小、同市田妻侯字六十里山国有林七十一林班ノ小、同市田妻侯字六十里山国有林七十一林班ノ小を経て同市田妻侯字清水沢九十二番までを除く。）
百十三号	新潟市本町通七番町千五百四十四番の二から同市万代三丁目二千四百五十三番四まで、同市木崎字切尾山三千五百五十九番一から新潟県北蒲原郡聖籠町大字藤吉字杉谷内二千三百二十一番四まで及び同県船岡郡荒川町大字坂町字笹谷三千五百二十八番三から南陽市赤湯字川尻二九百七十七番の一まで
百十六号	柏崎市大字長崎字本合四百五十七番の二から新潟市本町通七番町千五百四十四番の二まで
百二十六号	千葉県山武郡松尾町谷津字平台百三十番三から東金市丹尾字干眼下四十番六まで及び同市大字方字五根倉千二十六番一から千葉市中央区中央一丁目六番十まで
百二十七号	館山市北條字八下地七百二番の五から木更津市桜井字内田十四番の三まで
百三十八号	富士吉田市上吉田字上町六百六十九番一から御殿場市深沢字永尾二千五百七十九番一まで及び神奈川県足柄下郡箱根町大字湯本字三枚橋九百二十三番の一から小田原市本町一丁目百十五番四まで

路線名	指定区間
百三十九号	富士市青島町三十七番から大月市駒橋一丁目大字大原九百一十一番一まで（富士吉田市上吉田字上町七十三番から同市下吉田字新田五千五百四十三番の三までを除く。）
百四十一号	鎌倉市本町三丁目四十二番二から同市一ツ谷千八百三十三番まで及び小諸市大字柏木字西大道下十六番の七から上田市踏入二丁目百二十二番二十四まで
百五十三号	名古屋市天白区植田西三丁目百二十四番から飯田市鼎東鼎百三十六番六まで
百五十五号	知立市上重原町丸山百五十五番五から瀬戸市東栄町三十三番まで及び一宮市緑四丁目二番二から同市香羽一丁目百番十六まで
百五十六号	岐阜市善部新所一丁目二十三番から郡上市白鳥町向小駄良字内田七百七十五番二まで及び砺波市庄川町小牧字矢ヶ瀬七十三番一から高岡市上四屋六百六十三番の一まで
百五十七号	金沢市下堤町四十三番二から白山市白山町二百六十三番まで
百五十八号	大野市東市武志字鯉ヶ洞一番一から郡上市白鳥町為真字小向イ千九百十四番一まで（福井県大野郡和泉村東市武志字鯉ヶ洞一番一から同市東市武志〇字阪ノ谷一番一、郡上市白鳥町向小駄良字向平千二百五十四番二、同市白鳥町向小駄良字大藤路千二百五十三番百七、同市白鳥町向小駄良字大藤路千二百五十三番四百九十四、同市白鳥町向小駄良字大藤路千二百五十三番二百五十八、同市白鳥町向小駄良字大藤路千二百五十三番二百一十一及び同市白鳥町向小駄良字藤路洞千二百四十九番一を経て同市白鳥町向小駄良字下七中六百五十五番二までを除く。）、郡上市白鳥町向小駄良字下七中六百五十五番二から同市白鳥町向小駄良字内田七百七十五番二まで及び高山市清見町夏敷字西ヶ洞千七百七十七番三から同市清見町牧ヶ洞字中島二千三百三十八番一まで（同市清見町夏敷字コクダ千五百一十一番一から同市清見町夏敷字野首九百四十二番六、同市清見町夏敷字北平五百九十七番一及び同市清見町牧ヶ洞字昌蒲田四千三百二十九番二六を経て同市清見町牧ヶ洞字中島二千三百三十八番一までを除く。）
百五十九号	七尾市川原町十八番から金沢市下堤町四十三番まで
百六十号	七尾市川原町十八番から高岡市四屋八百五十五番一まで
百六十一号	敦賀市樋の水町十二番一から大津市逢坂一丁目三百六十八番まで
百六十三号	大阪市北区梅田一丁目三番から京都府相楽郡山城町大字上狛小字四丁八番三まで
百六十五号	大阪市北区梅田一丁目三番から橿原市八木町一丁目五百三十五番一まで
百七十一号	京都市南区四ツ塚町七十五番一から神戸市中央区小野柄通七丁目一番の四まで
百七十五号	明石市立石一丁目二番三から丹波市氷上町横田字中ら堂六百二十六番十四まで及び福知山市字堀小字上高田二千七百七十一番四から同市字牧小字市場四百五十五番二まで
百七十六号	福知山市字牧小字高ノ戸屋四百六十九番一から同市字堀小字今宮二千二百八十八番まで、西宮市山口町下山口一丁目九十六番から宝塚市栄町三丁目百八十六番まで及び川西市小戸二丁目三百八十八番から大阪市淀川区新高三丁目七十七番まで
百八十号	岡山市東中央町千二番から総社市種井字内宮九百七十五番一まで及び米子市陰田町千五百二十五番一から松江市雑賀町津田海道百八番一まで
百八十五号	呉市本通二丁目一番十五から竹原市忠海東町四丁目四百八十八番七まで
百八十八号	岩国市麻里布町一丁目十三番六から下松市望町一丁目六十三番一まで
百九十号	山口市江崎字和井田二千六百八十八番一から山陽小野田市大字通生字栗坪百七十五番一まで
百九十一号	下関市竹崎町四丁目一番三から同市豊北町大字北字賀字箕ノ腰千四百二十番一まで、長門市西深川字四ノ権ノ木道五百八十七番一から益田市中吉田町二百八十一番二まで及び広島市安佐北区可部七丁目三百一十一番一から同市中区大手町四丁目七番まで
百九十二号	西条市大町字小川百九十四番十から徳島市徳島本町一丁目二番二まで
百九十六号	松山市大手町一丁目一番六から西条市小松町新屋敷字西町裏甲五百二十七番六まで
二百号	北九州市八幡西区黒崎三丁目四十二番の十四から直方市津田町千七百七番の三まで
二百一号	福岡市東区松島五丁目九区五番一から福岡県京都郡田町大字二崎字五ノ坪二百三十番二まで
二百二号	福岡市博多区堅粕一丁目六十七番から佐世保市田の浦町五番十二まで
二百三号	唐津市東町十三番から佐賀市日の出二丁目四十六番二まで
二百五号	佐世保市大塔町六番一から長崎県東彼杵郡東彼杵町大字彼杵宿郷字江頭七百六十番の五まで
二百八号	熊本市水道町三百番一から佐賀市北川副町大字木原字四本権二百四十二番三まで
二百九号	大牟田市有明町三十三番の一から久留米市東町四十二番の十三まで
二百十号	久留米市東柳原町字太田二千八百五十四番二から由布市湯布院町川北字大熊野千五百八十五番十二まで及び大分市大字木上小柳三百九十一番の三から同市大字宮崎字スカワ六百七十五番の一まで
二百二十号	宮崎市橋通東三丁目百二十五番から霧島市国分敷根字松崎百四十三番一まで
二百二十四号	垂水市大字海瀧字新道二千六百五番の一から鹿児島市桜島横山町三十八番一まで及び同市泉町七番の八から同市山下町四番の一まで
二百二十五号	枕崎市西本町二百五十六番から鹿児島市城山町一番の一まで
二百二十六号	指宿市十二町字芝山四百八十七番の一から鹿児島市城山町一番の一まで
二百四十六号	東京都千代田区永田町一丁目一番五から沼津市大岡字下耕地二千七百六十八番の三まで（東京都世田谷区玉川二丁目千五百七番から川崎市高津区瀬田字堤外二千四百一十一番一を経て同区久地字東耕地一番三までを除く。）
二百五十四号	東京都文京区本郷二丁目三百六番二十七から同都練馬区旭町三丁目五百六十四番一まで及び川越市新宿町二丁目十九番の一から同市大字大仙波字弁天前三百二十八番の一まで
二百五十八号	大垣市桑田町一丁目六十八番一から桑名市大字小貝須字柳原四百六十一番一まで
二百七十一号	小田原市板橋字五反歩二百九十二番三から厚木市酒井字原田二百三十八番九まで
二百九十八号	和光市大字新倉字江川千六百三十九番一から市川市高谷二千二十三番の三まで
三百二号	名古屋市中区区富田大字江松字長池百三十七番から愛知県西春日井郡春日町大字下之郷字長久寺九十九番一及び名古屋市緑区大高町字中平部三十番の一を経て同市川川区富田大字江松字長池百三十七番まで
三百十七号	今治市矢田字管ヶ谷甲百五十番から尾道市高須町字持江山五百九十七番まで（今治市片山二丁目二百三十八番三から同市常盤町四丁目二番一、同市高部字馴合甲四百二十番一、同市波止浜四丁目七百二十二番一、同市吉海町標名千六十六番二、同市吉海町名四千五百九十七番一、同市吉海町名三千六百二十一番一、同市吉海町八幡百六十七番二地先、同市宮窪町宮窪三千六百八十八番一、同市宮窪町宮窪二千八百二十四番二、同市泊方町木浦字梅乙七百八十八番、同市泊方町木浦字新浜甲六百六十八番二十四地先、同市泊方町叶浦字新浜甲六百六十八番十五地先、同市泊方町伊方字保木谷乙三百七十六番を経て同市泊方町伊方字瀬ノ奥乙四百九十三番一、同市泊方町伊方字保木谷甲二千二百二十八番一及び同市泊方町伊方字保木谷乙三百七十六番を経て同市泊方町伊方字瀬ノ奥乙四百九十三番一まで、同市泊方町伊方字洲甲千九百三十七番一から同市泊方町伊方字小熊口乙百九十六番まで並びに同市上浦町瀬戸四千五百八十五番二から同市上浦町瀬戸四千九百六十一番一、同市上浦町甘崎三十八番一、同市上浦町井口七千六百二十一番一、同市上浦町井口五千二百八十四番四、尾道市瀬戸田町垂水字天神西千二百四十一番二、同市瀬戸田町致字向井山七百八十一番一、同市瀬戸田町致字相田原千九百八十八番一、同市因島洲江町字大高下千七百八十六番、同市因島田熊町字竹長新隣四千五百三十三番四、同市因島田熊町字船附四千七百九十六番一、同市因島中庄町字掛ノ鼻千九百八十三番九、同市因島中庄町字油屋新隣一印四千七百三十三番一、同市因島大浜町字椎木四十七番二、同市向島町字一町田一万六千四百六十六番、同市向島町字もちの木谷六千八百六十八番七、同市向島町字黄幡谷七千九百三十三番一、同市向島町字七軒島五千五百七十七番七十九、同市向東町字二文堂十三番三、同市向東町字西谷五千七十六番二、同市向東町字亀山六百三十五番一、同市山波町字大山沖五百二十二番二及び同市山波町字坊土下二千八百七十七番一を経て同市尾崎本町甲二百七十八番一までを除く。）
三百十九号	坂出市川津町字蓮尺三千五百三十三番六から三好市山城町末貞字川口七百七十番一まで
三百二十九号	名護市字世富慶世富慶原四番一から那覇市旭町四十六番まで
三百三十号	沖縄市照屋一丁目二十九番から那覇市古島一丁目二十六番一まで及び同市古波蔵二丁目二百七十三番四から同市旭町四十六番まで
三百三十一号	那覇市奥武山町五十一番から名護市字二見スギンダ二百四十一番まで
三百三十二号	那覇市字鏡水崎原三百七番から同市垣花町八番七まで
三百五十七号	千葉市中央区村田町八百九十三番二百二十九から東京都大田区羽田空港三丁目一番まで、川崎市川崎区浮島町東側地先から同区浮島町西側地先まで、同区東扇島二十三番一から横浜市鶴見区扇島七番まで、同区大黒山頭十五番一から同市中区本牧山頭七番まで及び同市磯子区新磯子町一番四から横浜須賀野島町地先まで
四百九号	川崎市川崎区旭町一丁目一番一から木更津市菅生字祝崎四百一十一番二まで及び東金市大字野方字五根倉千二百六十一番一から同市小野字落海九十八番十二まで
四百六十六号	東京都世田谷区上野毛一丁目四十二番一から横浜保土ケ谷区岡沢町百四十四番三まで
四百六十八号	横浜市金沢区釜利谷東五丁目二千三百五十七番八から藤沢市城南一丁目千三百二十五番一まで、茅ヶ崎市西久保字上ノ町千五百六十九番一から成田市吉岡字米光台千七百七十五番一まで及び東金市丹尾字千眼下三十八番七から木更津市大成大成成子岡村新田字柳作七百七十七番の二まで
四百七十号	鎌倉市三井町洲衛寺参道十一番四から石川県鳳珠郡穴水町字宇留地ケ九十八番まで及び七尾市千野町二十七番から小矢部市水島二千四百九番二まで
四百七十四号	飯田市山本三千六百四十三番一から同市上村百三十八番十四まで、浜松市水窪町奥領家五千五百六十四番一から同市水窪町奥領家五千二百番まで及び同市佐久間川合七百八十七番二から同市引佐町東黒田字桑田二百六十三番三まで
四百七十五号	豊田市琴平町宮久後六百八十五番一から岐阜県養老郡養老町大跡字東畑八百五十五番一まで及びいなべ市北勢町阿下喜字樋之口百三十五番三から四日市市北山町字中の山千九百九番の五まで
四百七十八号	綾部市七百石町中溝十三番から京都府久世郡久御山町大字森小字中内七十六番一まで
四百八十一号	奈良野市りんくう往来北一番から同市高松南二丁目六千五百五十三番一まで
四百八十三号	養父市八鹿町高柳字ナベ二千四百六十六番一から朝来市山東町紫字上ヶ谷六十七番一まで及び丹波市青垣町遠阪字〔くわ〕垣千八百一から同市春日町七日市八百七番まで
四百九十七号	福岡市西区拾六町一丁目二百五十一番六から朝来市大字東ノ前五百四番一まで、福岡県糸島郡二丈町大字鹿家字白石二千五百五十五番十七から伊万里市南波多町府招字長田三千三十五番まで及び長崎県松浦郡佐々町沖田免字波恵崎百三十六番二から武雄市東川登町大字袴野字宮市一万四百七十七番一まで
五百六号	豊見城市字名嘉地屋無垣原百三十七番三から沖縄県中頭郡西原町字池田田味名四百七十四番三まで